

(名称)

第1条 この会は 「心身健康づくり研究会」という。

(事務局)

第2条 この会の事務局を 大阪市中央区高麗橋4-4-6 高麗橋ビル 801 トータルフィット株式会社内に置く。

(目的)

第3条 この会は、心身の健康づくりに従事する者が集い、専門的な知識・技能の学習および研究を行うことにより、広く一般社会に対し心身の健康づくりに貢献することを目的とする。

(活動)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために学習、研究、実践の科目ごとに分科会を結成し活動を行う。

2 分科会はその活動内容について所定の書式をもって会長に申し出て、幹部会議で審議し、認められたものを言う。

3 分科会活動はそこに属する会員が相互に交流、協力をもって深めるものとする。

4 各分科会は以下の事務を行う。

- (1) 分科会会員の名簿管理
- (2) 分科会会員への連絡、情報提供
- (3) 活動報告
- (4) 活動で必要な諸経費の会計及び収支報告
- (5) 分科会会員の募集などの広報活動
- (6) その他分科会活動に必要なこと

(会員)

第5条 会員は、正会員と準会員の2種とする。正会員とはこの会が認めた分科会の活動に主体的に参加を希望し、分科会に属する者を言う。

2 準会員とはいずれの分科会にも属さず、この会の情報を受け取るのみの者をいう。

ただし分科会からの調査等について協力要請がある場合はできる限りの協力をするものとする。

(入会)

第6条 この会に入会しようとするものは、入会届を会長に提出し準会員となる。

その後、正会員として分科会に入会する場合には当該分科会代表に入会届を提出し、各分科会の承認を得るものとする。

(退会)

第7条 会員が次の各号のいずれかに該当した時は退会とみなす。

- (1) 退会届を提出した時
- (2) 本人が死亡した時

(会費)

第8条 この会の会費は無料とする。ただし正会員は分科会活動で発生した実費について応分負担をするものとする。

(除名)

第9条 会員がこの規約に違反した時、この会の名誉を毀損した時、または目的に反する行為をした時は、幹部会議の判断でこれを除名することができる。

(役員)

第10条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 分科会代表
- (4) 監査役

2 第1項に定める役員は会員の互選により選出する

3 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(職務)

第11条 会長はこの会を代表しその業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐しこれに事故がある時、または欠席の時はその職務を代行するものとする。

3 分科会代表は分科会の事務を統括する。

4 監査役は分科会、会の業務及び会計を監査する。

(解任)

第12条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、幹部会議の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められる時。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があった時。

(総会)

第 13 条 この会の総会は、会員を持って構成し、年に 1 回開催するものとする。ただし必要のある時は臨時に開催できるものとする。

2 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 事業報告及び収支報告
- (4) 役員を選任または解任
- (5) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は会員の過半数の出席が無ければ開会することができない。

(幹部会議)

第 14 条 幹部会議は会長、副会長、分科会代表により構成する。

2 幹部会議は以下について協議する

- (1) 分科会承認の議決
- (2) 各分科会活動の近況及び情報交換
- (3) 総会の開催について
- (4) その他会の運営に関すること

(運営経費)

第 15 条 幹部会議で決定した事業の運営経費については、その実費を、その都度属している分科会で按分するものとする。

(事業報告及び決算)

第 16 条 会長は毎事業年度終了後 2 か月以内に分科会活動収支報告書及び運営経費収支報告書を作成し監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 17 条 この会の事業年度は毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。

(委任)

第 18 条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(付則)

第 19 条 この会則は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

以上